売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を北陸農政局長に提出されたい。

平成 25 年７月 12 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
新潟県長岡市大黒町1989番２ 雑種地　13㎡ （買収時：新潟県長岡市大黒町字南前田261番　田 １畝２歩）	三浦藤四郎　外12名 新潟県古志郡大黒新田十一番戸	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

平成 25 年７月 12 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
岐阜県岐阜市西川手十丁目58番 畑　69㎡	服部　忠衛、澤田　藤作、林　外次郎、奥田増次郎 稲葉郡茜部村	
愛知県春日井市春日井上ノ町字黒鉾32番８ 宅地　69.42㎡	石黒　鑑一 春日井市春日井町上ノ町	公共利用計画あり（道路）

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

平成 25 年７月 12 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
滋賀県甲賀市水口町本丸3971番 畑　48㎡	松原　　仲 兵庫県加東郡大部村王子765の３	
交野市星田北六丁目4294番２ 田　46㎡	茨田　ひさ 大阪府北河内郡門眞村大字門眞347番屋敷	現況：道路
高槻市辻子一丁目158番２ 田　220㎡	山田久太郎 大阪府高槻市大字辻子206番地	現況：田
八尾市東久宝寺二丁目65番 畑　188㎡	濱田甚兵衛 大阪府大阪市西成区姫杉通一丁目36番地	現況：大阪府所管道路
八尾市南植松町五丁目342番 田　69㎡	石井ヨシエ 大阪府八尾市大字植松67番屋敷	現況：八尾市所管道路
東大阪市岩田町五丁目62番３ 畑　158㎡	山本源兵衛 大阪府大阪市天王寺区上本町二丁目16番地	現況：東大阪市所管道路
東大阪市東石切町三丁目1087番４ 田　247㎡	藤田　ヨシ 大阪府大阪市東淀川区三国本町78番地ノ３	
東大阪市東石切町三丁目1116番２ 田　52㎡	葛井　とし 大阪府布施市大字東足代506番地ノ１ 葛井直七郎 大阪府布施市足代北二丁目18番地	
東大阪市東石切町三丁目1117番３ 田　79㎡		
東大阪市東石切町五丁目1948番３ 田　36㎡	神谷宇之松 大阪府大阪市住吉区浜口町442番地ノ12	
東大阪市東石切町五丁目1949番３ 田　99㎡		
守口市金田町一丁目91番 田　33㎡	山田幸次郎 大阪府北河内郡庭窪村大字金田116番地	現況：守口市所管道路
八尾市山本町北三丁目47番 畑　115㎡	寺西　源三 大阪府八尾市福万寺1413番地	現況：八尾市所管道路

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

平成 25 年７月 12 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
愛媛県今治市菊間町浜1519番２ 畑　7.14㎡	猪野梅太郎 愛媛県越智郡菊間町大字浜甲1666番地	
高知県高岡郡四万十町峰ノ上字寺山492番４ 畑　357㎡	文本　馬吉 高知県高岡郡窪川町大字窪川392番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

平成 25 年７月 12 日

農林水産大臣　林　　芳正